

岩手県企業局管理規程第6号

企業局企業職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局企業職員表彰規程の一部を改正する規程

企業局企業職員表彰規程（平成17年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (室長等表彰) 第3条 [略] 2 [略] 3 第1項の表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。 <u>この場合において、室長等は、金品を併せて授与することができる。</u> 4・5 [略] | (室長等表彰) 第3条 [略] 2 [略] 3 第1項の表彰は、表彰状を授与することにより行うものとする。 4・5 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。